

平成28年度事業計画

概 要

「労働安全衛生法」「国民健康保険法」「医療法」等に基づき健康診断、人間ドックの実施と疾病の治療や健康を取り戻すための医療を行う。また、疾病予防と健康の保持増進についての研究会講演会等を通じて予防医学の宣伝普及活動を行い、ひろく人々の保健と福祉に寄与する。

安全で安心できる施設をめざし、各種第三者認定の取得・更新を引き続き行う。また、プライバシーマークの早期の取得と、災害時にも役職員の安否を把握し、地域に貢献できる災害時事業継続計画を推進する。

I. 公益事業

財団設立の趣意にのっとり、広くすべての人々の健康増進に寄与するために以下の公益事業を行なう。

1. 情報の収集と研究開発

- (1) 労働衛生関係法規や公衆衛生に関する情報収集を行なう。
- (2) 医療に関する最新の知見に留意し、効果的な健康増進の研究を行なう。

2. 宣伝啓発普及および支援活動

- (1) 健康医学研究会の開催。
主に企業や健康保険組合、共済組合、国保などの幹部や健康管理担当者を招き以下の内容で第48回健康医学研究会を開催する。
 - ・財団事業の概要報告
 - ・講演
 - ・交流会(懇親会)
- (2) 雑誌「健康医学」第47号の発行。
第48回健康医学研究会の開催に合わせて発行し、広く財団の事業内容を宣伝する。
- (3) その他の啓発宣伝活動。
 - ・厚生労働省の法令に沿って、施策の実施の普及に努める活動を行なう。
 - ・公益社団法人全国労働団体連合会(全衛連)、中央労働災害防止協会(中災防)、公益社団法人日本人間ドック学会(人間ドック学会)その他の健康に関する公益事業を推進する団体からの情報提供を受けた宣伝普及活動を行なう。
- (4) インターネットのWEB サイトを通じた医療・健康情報等の提供。
- (5) 保健師・管理栄養士等による健康管理、栄養、運動及びメンタルヘルスカケア等の講習会・講演会等の開催。
- (6) 労働衛生コンサルタント及び認定産業医による衛生講話等の開催。
- (7) 健康づくりイベント等の企画・実施その他適切な方法による宣伝普及活動および支援。

3. 医療技術の向上に寄与するための関係協力機関・病院等との連携

4. 労働衛生機関の地位向上のための活動

Ⅱ. 収益事業

1. 健康診断事業

- (1) 労働安全衛生法その他の法令および厚生労働省の指針、または最新の知見に基づく検査を取り入れた各種健康診断・人間ドック検査を行なう。
- (2) 健康診断受診率の向上を図り、広く健康確保・健康増進のための広報宣伝活動を行なう。
- (3) 労働安全衛生法に基づくストレスチェックについて継続して調査研究を行ない、ストレスチェックの実施、医師による面談等を行なう。
- (4) 遺伝子検査をはじめとする新規検査の研究と検討を行ない新規検査健診の開発を行なう。
- (5) 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査を行なう。
- (6) 労災保険制度による「二次健康診断等給付」「二次健康診断」を行なう。
- (7) 受診者増に向けた取り組みを強化する。
 - (イ) 稼働日を維持し受診者が受診しやすい施設を目指す。
 - (ロ) 巡回健診について契約事業所の継続利用、新規事業場の開拓を行なう。
 - (ハ) 全国健康保険協会(協会けんぽ)や東京都総合組合施設振興協会(東振協)による施設認定を生かし、近隣中小規模事業所の掘り起しを行う。
 - (ニ) レディースデイ等の企画を通じ親しみやすい施設をアピールし、被扶養者などの来院を促す。
 - (ホ) 引き続き全曜日上部消化管内視鏡実施を継続し、拡大する内視鏡需要に対応する。
 - (ヘ) 外国人旅行者等へのスーパードックプレミアムコースなど高品質の人間ドックを拡大する。
(東都)
 - (ト) 国土交通省の指定を継続し航空身体検査を行なう。(霞が関)

2. 保健指導事業

保健指導事業として以下の事業を行なう。

- (1) 産業医を事業場に派遣し、健康診断後の事後指導や、事業主・労働者に対する健康管理・作業環境管理・作業管理等についての指導を行なう。
- (2) 保健師・栄養士により以下の活動を推進する。
 - (イ) 人間ドック受診後の追跡調査として再・精密検査の必要な受診者に対し電話、メール等による受診勧奨を行なう。
 - (ロ) 人間ドック受診時あるいは検査結果報告後の生活指導・栄養指導を行なう。
 - (ハ) 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導を行なう。
 - (ニ) 定期健診、生活習慣病健診の再・精密検査対象者に対し受診を勧奨する。
 - (ホ) 各種セミナー、健康教室等の開催を通じて地域・職域での健康教育を行う。

3. 診療事業

- (1) 健康診断結果を受け、再検査や精密検査あるいは治療等の医療的措置が必要となった受診者のため、充実した医療体制を維持する。
- (2) 専門外来・特診外来科を設け、高度な医療や情報の提供を行なう。
- (3) 近隣の診療所クリニックと連携を深め、MRI、CT、PET-CT 検査等を積極的に受託する。
- (4) 上部・下部消化管内視鏡検査の受診枠を拡充する。
- (5) 粒子線がん相談クリニックにおいて、放射線医学研究所、群馬大学医学部の重粒子線治療に関する調査研究を行ない、同病院での重粒子線治療を希望する患者のセカンドオピニオン外来を継続する。
- (6) 遺伝子診断・治療のためのクリニックを立ち上げ、健診・治療相談を行なう。

Ⅲ. 組織体制

1. 関係法令や最新の医学的知見、社会情勢の変化に対応できる最新最適な組織づくり
 - (1) 不断の情報収集を行ない、最新の法令・医療情報の取得を通じ、利用者に喜ばれる情報・業務を提供する。また業務内容の見直しと適正化を不断に行ない、効率的な活動を追及する。
 - (2) 各種講習会への参加、委員会活動等を通じた情報の共有化と意志の統一を行なう。
 - (イ) 外部講師等を招いた講習会・セミナー等の企画
待遇、新規検査等についての講習会・セミナーを企画し全役職員の意識向上・顧客へのサービス向上を図る。
 - (ロ) 各種団体が開催する講習会セミナー等への参加
公益社団法人全国労働衛生団体連合会、中央労働災害防止協会、一般社団法人日本健康倶楽部、公益社団法人日本人間ドック学会、東京産業保健総合支援センターなどで開催される講習会に積極的に参加し、職員のレベルアップを図る。
 - (ハ) 委員会活動の活発化
各種委員会活動の規定・活動内容を見直し、全職員にとって実効性の高い活動方針を示し、効率的な活動ができるようにする。
 - (3) 千代田区・千代田区医師会と連携し、地域社会への貢献度を高めるよう一層の努力をする。
2. 機器整備
日常点検や故障・不具合の発生頻度をもとに、特に耐用年数を迎える機器類等については代替えを検討し、無駄のない機器配備、運用を追及する。
3. 協会コンピューターシステムの強化
 - (1) 新健診システム「SUMMITS II」の稼働により更に正確で合理的な運営を行なう。
 - (2) 災害時等のバックアップとしてデータサーバーの保守、強靱化をする。
 - (3) 電子媒体等(CD/DVD)による、診断結果や事後指導等(特定健診・特定保健指導を含む)の健康管理情報を行なう。
 - (4) 厚労省データヘルス計画を視野に入れた健康診断情報・治療記録の一元管理の研究開発を行なう。
 - (5) プライバシーマーク取得に向けた物理的セキュリティシステムの再検討・準備をする。
 - (6) グループ医療施設の横断的画像判定システム構築の研究開発を行なう。
4. 第三者認証の推進
 - (1) プライバシーマークの取得(協会事務局、東都クリニック、霞が関ビル診療所;新規)
 - (イ) ハード面等の物理的条件の調査・改修
 - (ロ) 職員研修等の実施
 - (2) 日本脳ドック学会の施設認定取得(霞が関ビル診療所;新規)
 - (3) 日本産業衛生学会の研修施設認定(霞が関ビル診療所;新規)
5. その他
会議予定
理事会及び評議員会をそれぞれ次の通り開催する。

理 事 会	平成28年5月	平成29年3月
評議員会	平成28年5月	平成29年3月

その他必要に応じて、理事長が臨時理事会及び臨時評議員会を招集する。